

訪問看護サービス契約書

利用者と、指定訪問看護事業所「エントランス訪問看護ステーション」を運営するエントランス株式会社（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、「重要事項説明書」別紙に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結から1年間とします。
- 2 上記の契約期間は、契約日満了の2日前迄にご利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（社会情勢及び天災）

- 1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、事業者はそれぞれによる損害賠償責任を負わないものとします。

第4条（訪問看護計画書）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、主治医の指示及び利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

第5条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険及び医療保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第7条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、「重要事項説明書」別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険法及び健康保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改正が必要になった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以降の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払われない時に限り、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第8条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第9条（事業者の解約）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者等の関係機関にその旨を連絡します。

第10条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第7条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 2 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が長期にわたり介護保険施設、医療施設等に入所、入院した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第11条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、その限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者等の関係機関との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第13条（苦情）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村または国民保険団体連合等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談が合った場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

